

令和元年第 12 回稲城市教育委員会定例会

- 1 令和元年 12 月 18 日、午後 2 時から、市役所 6 階 601・602 会議室において、令和元年第 12 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）

今泉 浩史

城所 正彦

澁谷 香織

杉本 真紀子

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長 石田 昭男

教育指導担当部長 大川 優

教育総務課長 町田 義信

学務課長 中島 英

指導課長 岸 知聡

生涯学習課長 関口 美鈴

学校給食課長 山本 有美

- 1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎

教育総務課教育総務係 加藤 綾子

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

(1) 日程第 1 会議録署名委員の指名

(2) 日程第 2 会期の決定

(3) 日程第 3 教育行政報告

(4) 日程第 4 第 42 号議案

「稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則」

教育長 ただいまから、令和元年第12回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

まず、傍聴の方々にお願いがございます。会議に対して可否を表明したり、騒いだり、その他会議の妨害をしないでください。会議開催中はみだりに席を離れないでください。決められた出入り口から入退場してください。傍聴人は委員席に入ることはできません。携帯電話・スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りください。これらの事項を守ってください。

それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」について、お諮りいたします。前例に従いまして、教育長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、城所委員にお願いいたします。

次に、日程第2 「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

次に、日程第3 「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について
2 寄附について
3 学校開放事業について

学務課長 1 令和元年11月分不登校による欠席児童・生徒数について
2 平成31年度就学時健康診断について
3 児童・生徒数、学級数（令和元年12月1日現在）について

指導課長 1 担当者事業について
2 推進事業について
3 研修事業について
4 教育センター関係について

- 生涯学習課長
- 1 社会教育委員関係について
 - 2 社会教育活動の振興について
 - 3 芸術文化活動の振興について
 - 4 成人式関係について
 - 5 文化財の保護と普及について
 - 6 生涯学習推進事業について
 - 7 学校施設コミュニティ開放事業について
 - 8 放課後子ども教室参加状況について
 - 9 公民館主催事業の実施状況について
 - 10 令和元年11月生涯学習課利用統計について

- 学校給食課長
- 1 試食会について
 - 2 第2回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会場長会について
 - 3 東京オリンピック・パラリンピック関連講習会について
 - 4 第2回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会給食運営管理研究部会について
 - 5 学校給食安全・衛生管理研修（食物アレルギー対応）について
 - 6 学校給食野菜に関する圃場見学会について

- 図書館課
(教育部長)
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
 - 3 分館主催事業について
 - 4 資料展示について
 - 5 城山体験学習館の主な事業について
 - 6 地域との連携について
 - 7 学校との連携について
 - 8 視察について
 - 9 図書館の利用状況(令和元年11月)について

教 育 長

教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第42号議案「稲城市学校給食費に関する規則の一部改正する規則」を議題といたします。

本案につきましては、学校給食費の額の改定等をするため、稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、学務課長より説明いたします。学務課長。

学務課長 それでは、議案関係資料に基づき、説明申し上げたいと思います。

1枚表紙をめくっていただきまして、議案概要説明書をお開きください。改正内容でございます。第4条第1項中の給食費の額を改正します。表にございます上から小学校低学年、月額が現在3,640円のもの、新給食額が3,750円、110円の改定と1食当たり6円ということになります。小学校中学年が現行3,960円から4,080円ということで120円の改定でございます。1食当たり7円でございます。その下段、小学校高学年4,340円が4,470円、130円の改定で1食当たり8円でございます。中学校につきましては、現行4,710円が4,850円ということで140円の改定で、1食当たり8円の改定でございます。職員につきましては、小学校に勤務する職員は小学校高学年と同額、それ以外の職員は中学校の生徒の金額と同一でございます。

この背景について、説明させていただきます。本市の学校給食費は、平成12年度以降実質的な改定は行わず、平成25年度の給食回数増に伴う改定、及び平成26年度の消費税法改正に伴う増税分に限り行ってまいりました。しかし、食材価格はこの間上昇傾向が続いており、主食（米飯）、副食（おかず）、牛乳で構成される給食については、食材の選定や献立の工夫だけでは食材の値上がり分を吸収することが難しい状況となっております。このため、消費者物価指数上昇分及び牛乳価格の上昇を反映した給食費に改定いたしたいという趣旨でございます。

物価上昇でございますが、前回改定した平成25年度から平成30年度までの消費者物価指数は103%、約3%上がっております。また牛乳価格上昇分ですが、同様に平成25年度、前回の改定時から平成31年度までに48円03銭から55円11銭で7円08銭、増加率として14%の増加を見ております。

以上のことから、こちらの価格反映度を算定しますと約6%の物価反映の改定が必要となります。そうは申しましても、保護者の急激な負担増を緩和する必要があるということでございまして、約3%の改定率といたしたいということでございます。

現在、多摩地域における学校給食共同調理場の給食を提供している市は26市中16市あるのですけれども、稲城市の現行の給食費はかなり安い部類に属しておりまして、こちらの改定額をもってしたところで16市共同調理場実施市の中央、概ね平均値に位置するものでございます。

議案概要説明書の1ページで、そのほかに条文を第5条の次に第6条として給食費の徴収についての条文を加えます。

1ページおめくりいただいて3ページをご覧くださいと思います。こちらの学校給食費に関する規則の新旧対照表でございます。

第4条は、先ほどの給食費の額の変遷を新旧対照表で掲載しております。

給食費の徴収というところでございますが、第6条で、市長は、保護者等及び第2条第3号に掲げる者（以下「対象保護者等」という。）から「給

食費を徴収する」という文言をつけ加えるものでございます。この理由につきましても、第7条で給食を申し込んだ保護者は給食費を納入しなければならないという規定があるのに対し、市長が給食費を徴収するという規定がなかったののでつけ加えるものでございます。

また、この1条をつけ加えたために、第6条に相当するものは第7条となります。第6条に現行での給食費の納入についての規定がございまして、第3条第2項又は第3項の規定に基づき給食費の申込みをした保護者等という記載があるのですが、これを給食を喫食する「対象保護者等」という文言に文言整理を行うものがこの新旧対照表の意図でございまして。

また、第7条が第8条になりますけれども、ここも同様の「保護者等」を「対象保護者等」という文言に改めるものでございます。

1枚おめくりいただき4ページです。児童手当からの徴収という規定がございまして、こちらは給食費の滞納などが起こるときに、対象保護者の同意が得られた場合に限り、児童手当からの給食費の充当を行うことができるという規定です。この根拠としまして、稲城市児童手当事務取扱規則の第16条が現在第17条に変更しておりますので、その文言整理として改めるものでございます。

以下、給食人員の報告以下は第9条が第10条になり、第10条が第11条になり、第11条が第12条になるということございまして、こちらについては先ほどの追加の条文が加わった関係で条文が繰り下がったということになります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。今泉委員。

今泉委員 質問です。この保護者が負担する学校給食費ですけれども、どのような費用に充てられるかどうかというのを教えてください。

教 育 長 学務課長

学務課長 学校給食法及び学校給食法施行令には、学校給食の経費負担についての規定がございまして。義務教育小学校の設置者、この場合稲城市ですが、負担する経費は学校給食に従事する職員の人件費、また実施に必要な施設及び設備の修繕費などとなっております。それ以外の経費は保護者が負担するものとされております。以上を踏まえ、稲城市では近隣自治体もまた同様でございまして、保護者が負担する給食費は食材費に充当することとしてございます。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 そうすると、たまたま今新調理場の建設を行っていますが、別にそれをつくるがための値上がりというわけではないということによろしいですか。

教 育 長 学務課長。

学務課長 お見込みのとおりでございます。施設整備、改修や設備修繕などについては改築、増築、新築も含めまして設置者負担、すなわち稲城市の負担するものとなっておりますので、この給食費は食材費に純粹に充てるものということで、新調理場とは関連がないものということでございます。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 純粹に食材費のみということで理解しました。ありがとうございます。

教 育 長 ほかに。城所委員。

城所委員 先ほどご説明の中で、平成12年以来実質的な値上げはしてない、平成26年の消費税改正に伴う増税分のみの改定であったというお話でした。今回、消費税も上がりましたが、食材は軽減税率の対象というところで、それは理解しているのですが、給食費の改正が何でこの時期なのでしょう。

教 育 長 学務課長

学務課長 これまで食材選びや献立による工夫など、さまざまなやりくりをして学校給食費を据え置いてまいりましたが、今後も将来にわたって安定した学校給食を提供していくためには、物価上昇などを踏まえて、できるだけ早期に学校給食費を改定すべきとの判断をしたことにより、令和2年4月からの改定を予定するものでございます。

教 育 長 城所委員。

城所委員 それでは、食材費に充てる部分を踏まえての値上げということになると、現在の給食のクオリティというか内容は落ちないということによろしいでしょうか。

教 育 長 学校給食課長。

学校給食課長 食材費等の関係なので私のほうからお答えさせていただきます。

やはりおcaずのクオリティがだんだん、栄養素も含めまして、充てられる金額が低くなってしまいますととても限られてきますので、そういったところで今まではおcaずで工夫をしてきたところですけど、さすがにそろそろ厳しくなっているというところがございます。

教 育 長 城所委員。

城所委員 課長から心強いお言葉をいただきましたので、ぜひ今後とも子どもたちに満足のいく給食をご提供できるようにご努力いただきたいと思います。

教 育 長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 今と多少関連する部分があるかと思いますが、学務課長、学校給食課長から改定しない場合の給食の質に触れるお話がありましたけれど、先ほどの学務課長からのご説明では、物価上昇の状況等を数値で計算したところ6%くらいですか、改定が現実的には必要なところ、保護者の急激な負担増加等を考慮して3%の増加率でその給食費の値上げをしたというお話です。ということは、現実的には6%程度の値上げが必要と、数値の計算上出されたところを3%に抑えて、給食の内容の質はこのまま現行を保つ、あるいは現行以上に高めようとするお考えなのかを確認させてください。

教 育 長 学務課長。

学務課長 それにつきましては、物価上昇の推移を見守るとともに他市の状況なども勘案し、またいろんな情報収集に努めながら、食材価格の合理化努力というものをしつつ、推移を見守って研究してまいりたいと思います。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 そのような意気込みを今語ってくださったのですが、私が今確認したかったのは、本来的にはもっとこれ以上の物価上昇の現実を見ると値上げが必要なところを3%に抑えつつ努力していくというお考えなのかと、そのところのお考えを聞かせてください。

教 育 長 学務課長。

学務課長　そちらにつきましては、食材選びとかメニューの工夫という研究を重ねながら、当面、研究・努力を重ねてまいりたいと思います。

教育長　杉本委員。

杉本委員　その3%の値上げで給食の質を保つというお気持ちと受け取っております。

教育部長　答えがずれておりましたけど、本来、計算をしていくと6%改定せざるを得ない状況であり、そうすると今まで以上に充実した給食等ができるかなと思っておりますが、6%というとかかなり大きい数字という印象もあるし、1食1食を換算するとそうでもありませんが、パーセンテージだけを見ると非常に値上がりした、改定されたというイメージが強いので、これは市も教育委員会の努力もしなければいけないということで、3%で収めさせていただいて、その中でこれまで同様、またこれまで以上の給食を提供していくというような学校給食課の職員、栄養士含めて努力をして、遜色ない給食を提供していきたいと考えております。

教育長　杉本委員。

杉本委員　わかりました。ありがとうございます。

給食は、ただ食事を喫食すればいいということだけではなくて、学校給食法にも食育としての目的も位置づけられていますし、子どもたちの発達の段階に応じて適切な栄養摂取も必要と規定されているわけですから、そのところを、今お答えを伺ってしまして、3%の値上げの部分の中で最大限図っていかれるということが確認できたと思っております。私は全体を平均すると約3%、その値上げは、食材の値上がりという現実を踏まえて、給食を今まで通りに質を保っていくためには必要不可欠の措置であると感じております。

教育長　城所委員。

城所委員　学校給食課長に参考までに伺いますが、例えば改定しない、このままでいった場合、給食の状態はどういうふうに考えられているのでしょうか。

教育長　学校給食課長。

学校給食課長 食材費のところは、お米とか主食、副食、牛乳あわせて構成されていますので、牛乳の部分が値上がりしているのです、当然、おかずの部分が金額的に圧迫している状況です。おかずのところである程度の金額で食材を購入できないと栄養も摂取基準をまず満たすことがだんだん難しくなってくるというのが一つでございます。

あと食材選びも、安い食材を選ばざるを得ないというところで、地産地消の食材も実は市価より若干高い、稲城の農家さんから買っている野菜の方が高いので、そちらを選ぶのがだんだん難しくなってくるのかなと考えております。

教育長 城所委員。

城所委員 なるほど、わかりました。ということは、改定は待ったなしという時期まできているという理解でよろしいでしょうか。

教育長 学校給食課長。

学校給食課長 おっしゃるとおりでございます。

城所委員 ありがとうございます。

教育長 ほかに。澁谷委員、どうぞ。

澁谷委員 今のことでお尋ねします。3%に上げたが、実質はもう少し上げなくてはいけないということですが、今後、この3%でどのぐらいやっていくことができるのか、何年間ぐらいは大丈夫なのかとか、今後、どの時期に改定を考えているか、そういうような見通しがあれば。まだ、現段階でこれからやっていかななくてはならないというのでしたら別ですが、その辺のところをお聞かせいただけたらと思います。

教育長 学務課長。

学務課長 こちらにつきましては、物価上昇の推移を見守りつつ、他市の情報なども収集しながら、先ほど申し上げたことの繰り返しになってしまいますが、価格努力というか企業努力の継続をしていきながら、計算を積みながら状況判断を慎重に進めてまいりたいと思います。とりあえずは効果検証ということで研究を進め、また努力を重ねてまいりたいと思います。

教育長 澁谷委員。

澁谷委員 それでは、同じようなことの繰り返しになってしまいますが、今のところは3%で努力しながらやっていくということによろしいでしょうか。

教育長 学務課長。

学務課長 見込みのとおりでございます。

教育長 ほかに。今泉委員。

今泉委員 今のところに関連するかもしれないですが、この学校給食費の改定の今回の案の作成ですけれども、これまでどういったプロセスで行ってきたかを確認させてください。

教育長 学務課長。

学務課長 学校給食共同調理場運営委員会というものがございます。こちらはPTA連合会代表や学識経験者、保健所職員、学校長、副校長、そういった学校関係者から構成されているものでございます。こちらに協議をいただいております。そこにおいてご意見をいただいた中では、消費税の影響の有無や他市の給食費との比較などが議論されました。最終的には学校給食共同調理場運営委員長から、今後、栄養面に配慮した給食を継続していくためには物価面に配慮した給食費の改定が望ましいというご意見はいただいております。

教育長 今泉委員。

今泉委員 しっかりとプロセス確認できました。やっぱり学校給食は食育という部分もありますので、他市というか他の都道府県のように値上げしないまま、おかずとかがどんどんみずばらしいものになってきてしまいますと、それで食育が成り立つのかどうかということもございますので、こういったプロセスを通じて適切に、必要とあれば改定をしていただければと思います。以上です。

教育長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 先ほどのご説明の中の、改正案の第9条の児童手当からの徴収について

ですけれども、ご説明の中で、滞納があった場合という一言がありましたが、これ児童手当からの徴収規定というのは、滞納があったからということではなく、児童手当を受けていらっしゃる保護者が児童手当の中から給食費の徴収をしてほしいと申請があった場合は、滞納の有無にかかわらず、そちらからの徴収は行うということによろしいですか。

教 育 長 学務課長。

学務課長 説明が不十分で申し訳ございませんでした。おっしゃるとおりでございます。保護者の同意を得て児童手当から徴収するというところでございます。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 それでは、滞納はなくてもという、そのところはよろしいですか。

教 育 長 学務課長。

学務課長 お見込みのとおりでございます。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 それでは、今後、児童手当からのこのように徴収できるという制度があるということについても、必要な方には十分なお案内をするようによろしくお願いいたします。

教 育 長 ほかに。澁谷委員。

澁谷委員 今のところですが、今回、学校給食に関する規則の中で、徴収という項目を新たに出してきたことに関してお尋ねしたいのですが、これはどうしてこのような項目を出してきたのか、どういう背景なのかということをご説明いただければと思います。

教 育 長 学務課長。

学務課長 これまで給食を喫食、食べるお子さんの保護者などが給食費を納入と言ってはございました。期日までに納入されなかった場合は督促するという表現もございましたが、市が徴収するという文言が明確にされてございませんでした。そのため、その次の7条に給食費を納入するという保護者の

規定と対をなすというか、市も徴収するし、保護者の方も納入いただくというバランスをとる意味で、こちらの条文をつけ加えたわけでございます。

教 育 長 澁谷委員。

澁谷委員 市が徴収するということをはっきりとさせたということでしょうか。

教 育 長 学務課長。

学務課長 お見込みのとおりでございます。

教 育 長 よろしいですか。

澁谷委員 はい。

教 育 長 ほかに。城所委員。

城所委員 先ほどちょっと申し上げたのですが、前回の値上げが平成26年の消費税法の改正の時期ということで、今回も、軽減税率対象ではありますが、何か消費税にかかわってきそうな誤解を招きそうなイメージがあるのですが、これ改定を行う場合においては、どういった周知の仕方を考えていらっしゃるのでしょうか。

教 育 長 学務課長。

学務課長 それにつきましては、ご承認いただいた場合につきましては、稲城市議会の福祉文教委員会に報告申し上げますとともに、市立学校小中学校校長会において説明を申し上げ、また広報や対象保護者へのお手紙などを通じまして周知してまいりたいと考えております。

教 育 長 城所委員。

城所委員 ぜひとも、先ほど学務課長と学校給食課長がおっしゃっていた、食材選別の関係とか、献立の工夫とか、その辺をやはり丁寧に皆様にご理解をいただけるように説明していただきたいなと思います。これは要望です。

教 育 長 ほかに。澁谷委員。

澁谷委員　今の件に関連して。この周知の時期はどのように、いつごろ周知する予定でいらっしゃるのでしょうか。4月からの改定になりますので、その辺のところを教えていただければと思います。

教育長　学務課長。

学務課長　市議会の福祉文教委員会などの説明、また校長会の説明を踏まえまして、4月の改定に備えて十分な周知ができるような時期と考えてございます。

教育長　教育部長。

教育部長　福祉文教委員会の報告は早くて2月の中旬ごろになろうかなと思っております。また別の手続もありますが、その後に校長会への周知をして、ちょっと時期的に厳しい部分もありますけれども、2月末から3月の頭、できれば2月中から周知をしてまいりたいなと思っておりますが、これもまだ市議会の福祉文教委員会の日程が決まってございませんので、その日程によっては少しずれるかもしれません。以上でございます。

教育長　澁谷委員。

澁谷委員　ありがとうございました。

教育長　ほかに。杉本委員。

杉本委員　今の周知に関連して、各家庭の保護者宛てのお手紙による周知とありますけれど、もうこれはご承知かと思いますが、新年度の入学予定児童ですね。入学に当たってどれだけ経費が必要かなどを、入学説明会ももう終わっていますので、その説明会等でもう既に周知されたこと等も踏まえて、学校を通してではなく、知らせなければいけないことご家庭への十分な周知をぜひきちんとしていただくよう、よろしく願いいたします。意見です。

教育長　ほかに。今泉委員。

今泉委員　6条の給食費の徴収から7条、8条あたりにかけてですけれども、小学生、中学生だと保護者の方から徴収しますよというのは非常にイメージつきやすいですが、職員の方の場合は万が一払わなかった場合、督促・催告という形になるんですが、職員の場合だと、児童手当からの徴収のような、

別の払い方というのがあるのかどうかを教えてください。

教育長 学務課長。

学務課長 児童手当からの徴収というものはございませんが、別途、対象者の支払いが意図的か、意図的ではないにしても口座から引き落とされない場合に備えて、そのような支払い方の見直しマニュアルではないんですけれども、もし、支払いが滞ってしまった場合につきましては、どのような理由で今回納入がされなかったのかというようなお手紙をお出しして、今後、納めていただかなかった給食費については、まず当面納めていただくことと、今後そのような口座引き落とし事故などがないような形の理由書というか、そういったものを出していただくような方策で対応してございます。

教育長 今泉委員。

今泉委員 そうすると、特に給与からの天引きがあるとか、そういったことはないということよろしいですか。

教育長 学務課長。

学務課長 残念ながら給与の天引きなどについては、東京都の人事給与システムですので、給与からの天引きという形では対応ができてない状況でございます。口座振り込みという形の依頼になります。

教育長 今泉委員。

今泉委員 そうすると、少なくともご本人の善意に基づいて支払ってもらう以外は、最終的には法的措置をとらざるを得ないという流れでよろしいでしょうか。

教育長 学務課長。

学務課長 まだ、職員に対して法的措置というのは今まで前例がございませんけれども、もし、最終的にどうしても支払いがないということになれば、同じルールにのっとって対応していくことも皆無ではないと考えます。

教育長 今泉委員。

今泉委員 ぜひ、その最終のところまで行かないような形できれいに集めていただ

ければと思います。よろしく申し上げます。

教育長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 今のことに関連して、本来的に学校給食法に規定される給食を提供することになっている対象者は誰なのかを踏まえますと、学校に在籍している児童生徒になるという規定かと私は認識しております。その上で、職員は、食育等の指導の必要等から、稲城市としては対象を広げているという扱いかと認識しております。そのように考えますと、特に職員の滞納の場合は、本来対象である児童生徒以上に厳しい対応をされていいのではないかなど考えております。意見ということで受けとめていただければと思います。

教育長 ほかに。

(なし)

教育長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第42号議案「稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第42号議案は原案のとおり可決いたしました。
以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。お疲れさまでした。

(午後2時51分閉会)